

2012. 10. 15 / Vol. 39

1880年代教育史研究会 ニュースレター

第 39 号

目 次

[連載]

神辺 靖光

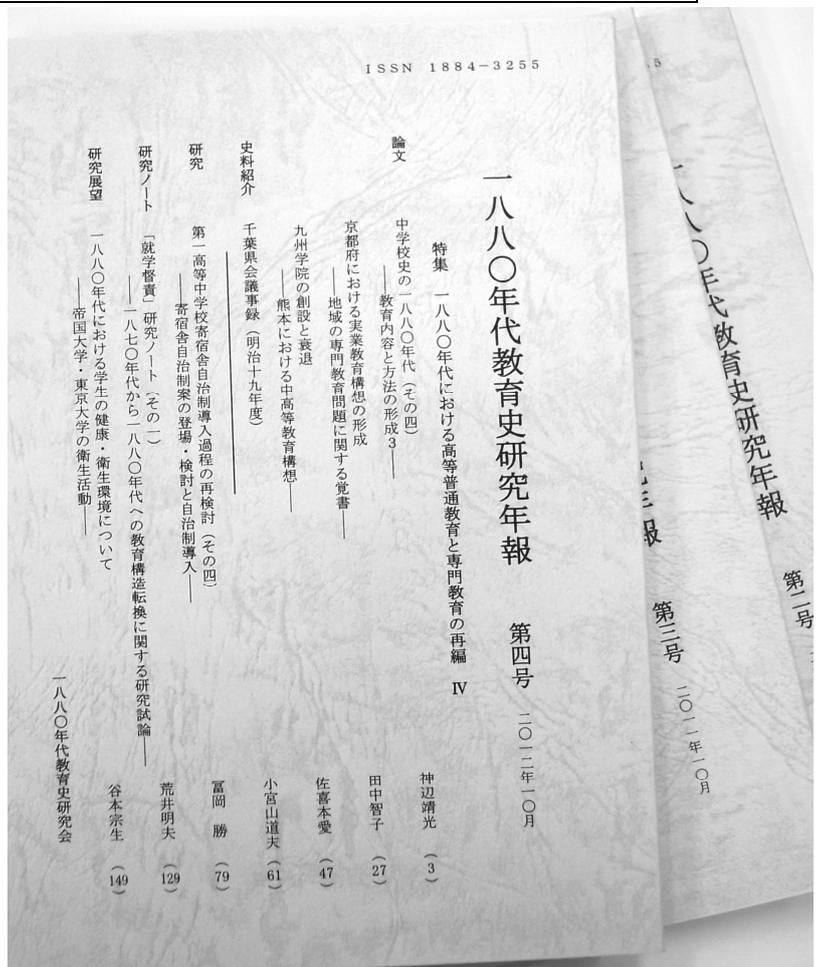
「学校をめぐる逸話
と風景(13) 共慣義塾と
日新舎、日洗舎」…… 2

神辺 靖光

「本校分校支校、学校配置
網覚書(3)」…………… 3

富岡 勝

「木下広次をめぐる人び
と(3)―木下真弘につい
て(その1)―」…… 4



2012年10月に刊行した研究年報第4号

[個人研究]

谷本 宗生「第五高等中学校生徒姿勢標準の背景について」…… 5

田中 智子「高等中学校経費地方税支弁停止への過程(2)」…… 6

[お知らせ]…………… 8

[連載] 学校をめぐる逸話と風景 (13)

共慣義塾と日新舎、日洗舎

神 辺 靖 光

勸学義塾や共心義塾ができた同じ頃、共慣義塾が開かれた。東京都公文書館に共慣義塾の「開学願書」「開学明細書」があり、前田蓮山の『原敬伝』や鷲尾義直『犬養木堂伝』にこの学校のことがくわしく書かれている。これらによって、開学のいきさつや経過を素描してみよう。

陸中の盛岡藩は戊申戦争で朝敵となったため、所領20万石が没収された。藩主・南部利剛^{としひさ}は隠居させられたが、家名だけは認められ、嫡子・利恭^{としゆき}が家を継いだ。その後、復権のために八方工作し、ついに盛岡藩知事になることができた。そのために70万両を費やした。さらに伏見官家と縁戚関係を結び、その子息を米国に留学させた。その時、自分の子ども英磨を随行させた。この英磨が参議・大隈重信の養子になり、帰国後、東京専門学校初代校長になる。

財政が苦しくなった南部利恭は知藩事を辞して東京に出た。当時、盛岡の士族青年は青雲を求めて上京する者が多かった。利恭はこれら青年のために学校を興そうと思い、私学の設置を支藩である七戸藩主・南部信方(利恭の弟)の養父・信民に託した。七戸藩は1万石の極小藩^{じょうふ}で定府大名だったから江戸東京の事情に明るかった。明治4年12月付の第1回・開学願書以下の書類は南部信民の名で出されている。

時まさに文明開化で横文字が盛んであるが、洋学校は乏しい。故に木挽町5丁目に英学義塾を設ける。とりあえず、南部利恭の家従の中から志ある者を入門させるが、広く在官の人士も市街の子弟も受け入れるから集まれ。大方こんな趣旨である。

木挽町は銀座、築地に挟まれた埋立地で、武家屋敷が並んでいた。御一新で空いた屋敷に入ったのであろう。教師は米国人ガダナと若い日本人11名である。経歴をみると岩手県出身者が3名いるが、他は各県ばらばらで、いずれも士族。慶応義塾をはじめ、高名な洋学塾を転々とした、いま学習中という若者ばかりである。各自得意の洋書を教えた。

ここには原敬、犬養毅、新渡戸稲造など、後年、名をなした青年が学んだことがあるが、いずれも、慶応義塾や東京英語学校など高度な学校に転校している。しかし生徒はかなり多く100から200名ぐらいいた。はじめは岩手県士族が多かったが、やがて各県出身者が多くなり、鹿児島県人も集まった。彼らは西南戦争が始まると、みな鹿児島に帰ってしまった。この頃から南部家では共慣義塾を経営する気を失ったらしく、一切を岡山県人・神原精二に譲渡した。

共慣義塾は木挽町に開かれたが、新富町に移り、明治6年には湯島の福地桜痴の地所に腰を据えた。そこには福地が開いた洋学塾・日新舎があった。福地は堪能な語学を駆使して幕府の外交交渉に当たってきた。そのため、外国語を学びたい青年が日新舎に集ったが、彼は吉原に入りびたって、一向に授業をしない。明治4年から岩倉使節団の随行員になって海外に行ってしまった。この間、日新舎を預かったのが、塾頭の中江篤助、後の民権思想家・中江兆民である。フランス語を教えた。しかし彼もまた遊里三絃が好きで授業に熱心でない(幸徳秋水『兆民先生』)。怒った生徒は書物、机を売り払って日新舎を解散したと書いたものもある

し、ために共慣義塾がこれを収容したと書いたものもある。

ここに面白い話がある。明治5年2月の『新聞雑誌31号』に吉原遊郭内の京町一丁目に共慣義塾の出張所ができて、英語を教えるという記事が載った。学校設置者は沼口美佐雄という男で、自分の知己が共慣義塾の社中なので頼んだら、社長が、英語の教師を派遣すると約束したという。学校名は「淫蕩無頼、汚穢ナル風俗」(沼口の言葉)を洗うという意味だろう。日洗舎と名づけた。クリーニング屋のような名前である。「開学願書」は明治5年11月と6年2月の2回出されている。そこに3名の英語教師の名があがっている。若いが学

歴は一応整っている。この3名が共慣義塾派遣の教師である。

沼口美佐雄は「此浮境ニ寄留スル事十有余年」と自認する43歳の男である。恐らく楼主であろう。でなければ遊郭の下真中に学校をたてることはできない。それにしても遊郭に英学校をたてるなど前代未聞であった。ご一新のなせるわざか。新聞紙も、いたずらに幫間芸妓の媚る技を助長し、(遊女が英語で媚を売る)文明教化の妨げになるだろうと警告している。

日洗舎は開校の年、22名の生徒を集めたが、その後の活動はきかない。共慣義塾は明治16年に廃校になった。

[連載]

本校分校支校、学校配置網覚書(3)

神 辺 靖 光

1870年代は漢学塾系私立中学校と町村立中学校の濫設によって中学校は急増し、1879年には784校になった。しかし、文部省による教則、教員資格、学校設備の上昇化政策によって80年代、淘汰され、87年の尋常中学校は48校にまで減少した。その後6年間、徐々に増加して74校になったが、この年、即ち1893年から1903年までの10年間(日清戦争に勝って日露戦争開戦直前まで)の中学校の急増はさまざま、実に3.6倍、269校になった。この間に中学校支校、分校が全国的に現れる。

90年代、最初に現われたのは1893年開校の長野県長野支校、上田支校、飯田支校の3校と青森県八戸分校、香川県丸亀分校の計5校である。長野県が長野中学を本校として松本、上田、飯田に支校を置いたことは前号で述べたが、86年の中学校改変で、

松本に県尋常中学校が置かれたので、これを本校とし、長野、上田、飯田の3中学を支校としたのである。青森県は弘前の尋常中学を本校として八戸に分校を置いた。八戸は南部氏の城下町、陸奥は西の弘前津軽氏10万石と東の八戸南部氏2万石で政治経済文化を分割していた。90年代のこの頃もなお、その余波が残っていた。香川県は高松の尋常中学を本校として丸亀に分校を置いた。讃岐は高松松平12万石に次いで丸亀京極2万石が大城下町であった。以後1900年代にかけて各県に中学分校が続々開設される。これは91年の中学校令改正で各県2校以上の尋常中学校設置が認められたからでもあるが、中学開設の要求が本校所在地以外の住民から湧き起ったからである。長野県の支校設置要求運動については『長野県教育史』にくわしい。1897(明治30)年ま

でに最も多く分校をつくったのは群馬県である。前橋にある尋常中学校を本校として群馬、多野、北甘楽、碓氷、利根、新田の6郡に分校を置いた。後の高崎、藤岡、富岡、安中、沼田、太田の6中学である(拙論「明治後期における私立中学校の設置」中の「公立中学校設置及び継続表」による)。

群馬県は中央に榛名、赤城の両山が聳え、県北は山嶽と溪谷である。よって人々は県南山麓平野部に住みつく。中学分校は利根郡沼田を除き県南平野部の東から西へ連なってきた。分校設置の町は高崎を除けば人口1万未満の小都市であるが、いずれも製糸織物業の中心地であった。米田俊彦氏はこの時期の中学校増設の特徴を都市部から農村にかけての分布ととらえ、農家経済の好転による中間階層の中学要求としている(『近代日本中学校制度の確立』)。群馬県の分校増設はその典型である。

こうした各県の分校増設の状況から文部省は1899年の「中学校令改正」で分校を正式に認め、ただし本校一校につき分校一校に制限した。そして1901

年の「施行規則」で「分校ニハ第4学年以上ノ生徒ヲ置クヲ得ズ」とした。すでにできていた長野県の支校も群馬県の分校も3年制であった。4年5年と進級したい生徒は本校へ進級しなければならない。大方は分校3年で終了退学した。尋常中学校は高等専門への進学と実業に就くための並行目的を掲げているが、実際は進学のための授業になっている。この頃、文部省は実科中学校をつくったり、実業学校の道を開こうとしていたが、前者は停滞し、後者はとば口に立ったばかりであった。農村部の中間層の生徒は高等小学校では飽きたらず、中学校へ進学したものの、さらに都会の高等専門学校へ進学する気もなく、分校生徒の学力は本校に比べて低かった。在地で職に着くには分校3年終了で充分であった。なにがなし、実業学校が展開するまでの臨時措置の感がある。

同じ頃、「小学校令施行規則」(1900年)で2年生以下の分教場が規定されたが、これは通学路の遠近のためである。

[連載]

木下広次をめぐる人びと(3) —木下真弘について(その1)—

富岡 勝

前号まで、木下助之を扱ってきたが、今号からは木下広次の叔父(実父鞆村の弟)であり、養父となった木下真弘(1824~1897)についてわかったことを分かったことを書いてみたい。広次の実父鞆村が1867年に死去したあと、広次は真弘の養子となり、真弘と一緒に暮らしているので、広次は真弘からも何らかに影響を受けている可能性がある。

真弘についての基本資料として、1928年に隆文館から刊行された武藤巖男編『肥後先哲遺蹟 後編』(『肥

後文献叢書 別巻(二)』歴史図書社、1971年、所収)に掲載されている武藤一忠(1892年に熊本県会議長)による「梅里木下先生之碑」をまず紹介しておきたい。

漢文の碑文から、真弘の前半生に関するとくに重要と思われる内容を抽出してみたい。

- ・通称は小太郎、号は梅里。
- ・「渋江涪灘先生」の句読を受け、藩校時習館の「近藤先生」から朱子学を学ぶ。

- ・弘化3年8月(1846年)に菊池郡の読書師になり、菊池郡今村に家塾を開いた。郡内外から百数十人が入門した。
- ・朝から午後まで熱心に指導したらしい。
- ・海防に関する私議を何度か講演した。
- ・門下生数名を長崎に派遣して欧州の兵式を伝えさせ、自らが指揮する1800余名の隊を編成した。
- ・明治元年4月(1868年)には時習館訓導に任せら

れ、菊池の家塾を弟子の武藤一忠に委ねた。

- ・廃藩置県後は、家を挙げて東京へ行き、正院に出仕してから内閣修史局に移った。

以上を見る限り、幕末の菊池郡における活動的な漢学者であったようだ。近いうちに菊池市を訪問して手がかりを探してみたいものだ。

(以下次号)

[個人研究]

第五高等中学校生徒姿勢標準の背景について

谷本 宗生

1880年代教育史研究会のニューズレター8号(2004年8月)で、着席・着席持書・起立持書・筆記・歩行といった第五高等中学校における生徒姿勢標準を資料紹介した。これは、高等中学校生徒らの不自然な姿勢による近眼や猫背といった症状をただす目的措置であったろうと推察される。『五高五十年史』(1939年)には、生徒姿勢標準について「右の標準は、明治二十一年九月十五日の官報にあるだけで、学校には遺つてみないので、どの程度で何時まで実行されたかは不明である。」(73頁)と記されている。この記述には、残念ながら誤りがあることが分かる。まず、生徒姿勢標準が掲載されているのは、官報1606号(明治21年11月5日)である。次に、官報の掲載記事だけで、当該五高側には関係資料が残されていないとあるが、『第五高等中学校一覽(明治21~22年)附録』に「生徒姿勢標準」が明記されている。これによると、「明治廿一年九月定之」と制定時期が分かる。

先のニューズレター8号の資料紹介なども、一般

に周知されている一次資料や従前刊行されている二次資料なども改めてよく読んでみると、たいへん興味深い情報や事柄が含まれていて新たな発見・新鮮な気付きがみつかるという趣旨であった。今回のニューズレター39号では、8号で資料紹介した第五高等中学校生徒姿勢標準について、関係文献を読み直すなかでその背景について補足しておきたいと考えた次第である。『第五高等中学校一覽(明治21~22年)附録』には、野村彦四郎校長や奥村一隆囑託医らの演説も記されており、生徒姿勢標準の背景がうかがえる。野村校長の入学式告示(明治20年11月14日)には、「何ヲ以テ得ルカ志気勇鋭ナラサル可ラス学業精微ナラサル可ラス身体強壯ナラザル可ラス是レ諸学科ノ鼎立シテ一ヲ偏廢ス可ラサル所以ナリ教育者ノ意ヲ用ル実ニ周到ト謂フ可シ然ルニ世往々視官ヲ害フノ生徒有リ思フニ是レ未タ身体其宜キヲ得サルカ理化学上ニ対シ日間工夫ノ密ナラサルカ將タ自ラ務メザルノ致ス所カ…抑モ我九州ハ概スルニ勇往敢為ノ氣質ヲ有シ百挫折セサルハ実ニ貴重

スヘシト雖トモ其心匠ニ短ニシテ理学思想ニ乏キハ是レ其憂ナリ」(3頁)として、経済学士田尻稲次郎の「近視眼予防」などを参照例として挙げている。

野村校長は、初代校長として明治20年6月から明治22年9月までつとめているが、『五高七十年史』(1957年)には「夙に運動家を以て聞え、曾ては体操伝習所長でもあり、保健衛生に就いて、非常な関心があった」(23頁)という評価もある。

さらに、奥村囑託医の入学式演説(明治21年10月10日)では、「余ハ深く信ズ本校生徒諸君ハ将来業成ルノ日ハ我国万般ノ相続人タル事ヲ蓋シ其任重シ癡疾疴弱ノ輩其任ニ堪フルヲ得ンヤ矣余ハ本校設立ノ創ニ当リ其職ヲ全ウセント欲ス茲ニ於テヤ私ニ思ウ我国維新ノ改革ハ教育ノ体面ヲ一変シ百芸旧ヲ捨テ文物新ヲ争ウノ極遂ニ智育ノ一片ニ走セ德育ト

体育ノ二者ニ至リテハ恍トシテ夫レ忘レタルカ如シ其ノ弊延ヒテ学生ノ懶弱トナリ徒ニ草木ノ間ニ枯死スルモノ比々皆然リ近時其欠ヲ観破シテ頻ニ三育ノ併行ヲ図ル」(39頁)として、自身が主張する「運動療法」も附記している。奥村によれば、明治維新以来、知育の偏重が激しく学生にも影響を及ぼしているとして、知育とともに德育と体育とを併立させていく必要があると強調している。疾病の施術治療にとどまらず、恒常的な疾病予防のために積極的な健康管理を知・徳・体育の関係から指導するという姿勢である。奥村は、囑託医として明治20年11月から明治22年10月までつとめている。奥村については、「職員」一覧などから退職陸軍一等軍医(熊本)という情報が分かる。

[個人研究]

高等中学校経費地方税支弁停止への過程(2)

田中 智子

ニューズレター第37号で翻刻・紹介した、島根県立公文書センター所蔵の「高等中学校経費ノ件ニ付建議」(1888〔明治21〕年2月29日)は、東京の高崎五六府知事を惣代にした各府県知事が、高等中学校の経費を「純然経済の原則に従はせられ全く国庫の負担に帰属せられんことを要す」と述べるものである。この月から翌月にかけて、町村制の実施など、地方制度を主題とした地方官会議が開かれていた。一見町村制とは関係ないが、という注釈つきで、府県知事らが高等中学校経費をすべて国庫から支出するよう内務大臣山県有朋に訴えており、その点で、府県知事らの自主性が強い建議であったといえる。

これが同年8月9日、内相・蔵相・文相による地方税負担当分停止発令の一つの引き金になった、というのが筆者(田中)の見通しである。

ただ、この史料が実際に内務大臣に提出されたのかという点については、留保が必要であり、草案段階で終わった可能性もないわけではない。しかし、万が一正式に建議されなかったとしても、このような構想が地方官の側から出されていたことは、内相も知るところであったはずである。

1890(明治23)年2月、地方官会議に際して各府県知事総代の高崎五六東京府知事から榎本武揚文相に対し、「德育涵養ノ義ニ付建議」が提出された。

「教育勅語渙発」過程的一幕としてあまりにも有名な出来事である。あるいは、1884年10月、地方官会議のため上京した各府知事県令に対し、文部卿大木喬任は学制改革案を示して意見表明を求めた。府知事県令側はこれを評議し、芳川顯正東京府知事名により「地方学政ニ関シ御垂問ニ付キ復申」と題する応答をまとめた。この改革案に、1886年の中学校令が規定した高等中学校制度の原型的性格をもつ「府県連合学校」構想が含まれていたことから、高等中学校研究を手がける者の間ではよく知られる事実である。

この二つの事例を想起するだけでも、諸学校令公布という画期を抱える1880年代およびその前後の教育政策にとって、地方官会議の存在が重要であることは、容易に推察できる。

地方官会議と教育政策との関わりについては、柏木敦の調査・研究がある（柏木「地方長官会議と戦前期教育政策」（1）（2）、『人文論集』第44・46巻、2009・2011年）。ここでは、1888・89年の地方官会議の検討も行われてはいるのだが、史料的制約の大きさから不明な点が多いことが自ら指摘され、本格的考察の対象は1890年代以降であるといつてよい。1880年代の地方官会議の実態は捉えづらく、研究も困難であるのが現状である。

「高等中学校経費ノ件ニ付建議」は最初に島根県で発見したが、その後の調査により、富山県公文書館の関係簿冊『地方官会諮詢並建議書類』（明治17～23年）にも全く同一の青焼き史料が、県知事国重正文の印やマル秘の印付きで収録されていることがわかった。一方、例えば東京都公文書館では見当たらないなど、地方官会議関係史料の残存状況は、府

県ごとに精粗がある。

例えば上述した1884年の学制改革案に関する問題にしても、倉沢剛が最初にこれを明らかにしたときに用いた埼玉県立文書館の史料には、大木文部卿からの「垂問」しか含まれていなかった（倉沢『教育令の研究』講談社、1975年）。後に湯川嘉津美が、宮城県公文書館所蔵の簿冊に、知事・県令側の「復申」が存在すると指摘したという経緯がある（湯川「一八八四年の学制改革案に関する考察」、『上智大学教育学論集』第40号、2006年）。しかし宮城県のみならず、上記富山県の『地方官会諮詢並建議書類』に、異筆ながら同一の「復申」が含まれていることが、先日行った調査により判明した次第である。

この富山県の簿冊は、かなり網羅的に地方官会議関連史料を収録しているようであり、いわゆる勅語問題に関わる「徳育ノ義ニ付建議」も所在する。高等中学校制度と地方官会議との関わりを考える手がかりが、先述の「高等中学校経費ノ件ニ付建議」以外に含まれているのではないかと期待を抱かせる簿冊なのである。

1887（明治20）年3月の地方官会議は、地方制度に関する内務大臣の諮問に答えることが目的となっていた。内務省の側から、新たな市・郡・府県制度案が示されたが、府県制度に関する説明事項のなかに、「府県ノ区域ハ従前ノ通り但土木事業等ノ如キ必要アルトキハ数府県ヲ聯合セシムル事」との一項が含まれていた。

これについて、府県知事と内務省の間において、次のような質疑応答があった。

問 府県ヲ聯合スルトハ聯合会ヲ開クノ意カ

答 其方法ハ未定ナレトモ蓋シ各府県会ヨリ互撰
ヲ以テ議員ヲ出スコトナルナラン

問 実際ニ於テ数府県聯合セサル可カラサルモノ
ハ如何ナル場合ナルベキヤ

答 例ヘハ治水修路ノ若キ数府県連帯共同シテ起
工スルヲ便トスルモノアルヘク又高等学校ノ
若キハ実際数府県連帯セサルヲ得サルモノナル
ヘシ抑本条ハ若シ共通ノ事項アルトキハ如スノ
ヘシトノ旨趣ナリ

(「地方制度に付内務省より諮問案」「地方制度要
項書問答筆記」、富山県公文書館所蔵『地方官会
諮詢並建議書類』に収録)

このように、高等学校制度が始まった翌年、1887
年3月の地方官会議に提示された新地方制度案で

は、必要があれば数府県を連合させると述べられ、
その具体例は土木事業のほか、高等学校制度であ
ると内務省側が説明していたこと、それに対して地
方長官側からは特段不満の声が上がってはいなかつ
たことを確認できる。

これが一年後の1888年2月の地方官会議となる
と、高等学校の地方税支弁廃止の声が上がる事態
となったわけであり、1887年という年に高等学校
制度をめぐる現実起きた様々な出来事こそが、
その引き金になったといえるのである。以前より指
摘する、滋賀県・京都府・兵庫県の各府県会におけ
る紛糾・建議以外にどのような出来事があったのか
を探ってみよう。

(以下続く)

[お知らせ]

おかげさまで研究年報第4号を10月1日に刊行しました。目次や送付申込書は研究会HPからダウンロードで
きます。研究会HPには研究年報第1号(品切れ)や、ニューズレター全号の内容もPDFファイルで公開中です。

次回の例会は、11月から12月はじめにかけて実施します(早急に日程調整します)。

次号ニューズレター(第40号)の原稿締め切りは、2012年12月31日です。

「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第39号 2012年10月15日発行

<研究会連絡先> 富岡 勝 「1880年代教育史研究会」事務局
〒577-8502 東大阪市小若江 3-4-1 近畿大学教職教育部 富岡勝研究室 気付
E-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

<HP> <http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/>

<原稿送付先> 鄭 賢珠

〒606-8172 京都市左京区一乗寺河原田町 37-1-413

E-mail: hyunjung4@hotmail.com